

横植協会 01-15号

令和元年12月27日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第15号を送信します。

【中国産ピーマン等種子の輸入検査における *Potato spindle tuber viroid* を対象とした2次検査の実施について】

Potato spindle tuber viroid はトウガラシ、トマト、ばれいしょ等に甚大な被害を引き起こすことが知られている重要な病原体（ウイロイド）であることから、発生国からの寄主植物の輸入に際しては、植物防疫法施行規則別表2-2に基づき、輸出国において核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査を行い、本ウイロイドに侵されていないことを確認し、検査証明書（植物検疫証明書）に追記することになっています。

今般、植物防疫所が実施した検定において、本ウイロイドに侵されていない旨追記された検査証明書が添付されて輸入された中国産ピーマン種子から本病害が検出されたとのことです。このため、当面の間の対応として、中国が発給した検査証明書に本ウイロイドに係る検査の追記がされている場合であっても、輸入検査において令和元年12月27日から輸入種苗検疫要綱に規定される2次検査に加えて、本ウイロイドを対象とした遺伝子検定を実施する旨、農林水産省消費・安全局植物防疫課から通知がありましたのでお知らせします。

なお、本検定の対象となる植物は、貨物、郵便物、携帯品として輸入される中国産とうがらし、トマト、ばれいしょ及びペチュニア属植物の種子です。

以上